

所長	次長	技監兼企画検査課長	総務課長	用管課長	地理課長	工課事長	維持調査課長	主幹	課僚	担当
△	△	△	△	[REDACTED]	[REDACTED]	△	△	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

記録簿

件名	熱海港（伊豆山港）の泥水による汚濁について
日時	平成19年4月 [REDACTED] (水) 午前9時
相手先	[REDACTED] 氏
土木事務所	[REDACTED]
内容	

4月24日 9:00 [REDACTED] 氏から連絡

[REDACTED] の [REDACTED] の [REDACTED] 氏から、逢初川から泥水が流れ込み港内が広範囲に汚濁している。漁業被害も懸念されるので現場を見て欲しい。

同日 11:00 現場調査・伊豆山 [REDACTED]

- ・ 逢初川から泥水が流れ込み港内が広範囲に汚濁（珈琲牛乳のような色）している。
- ・ 河口部分は明らかに色が変わっている。湾内部も濁っている状況。
- 〔氏から聴取〕
- ・ イセエビの漁期であり、生簀の鯛などの魚が死んでしまう。
- ・ 20日は汚濁状況がもっとひどかった。
- ・ この所多少の雨でも泥水が港に流入している。

同日 11:30 現場調査・汚濁原因発生場所

(工事課 [REDACTED]、熱海市建設課 [REDACTED] 他1名と現地にて合流)

- ・ 現地は広範囲に宅地造成が行われている。
- ・ 泥水の発生源は造成地内の谷部分。山肌が露出しているため降雨により泥水が流出する状況。
- ・ 沢部分に大きな土壠を3基設置しているが、泥水があふれている状況。

(熱海市建設課 [REDACTED] から [REDACTED] 氏へ説明)

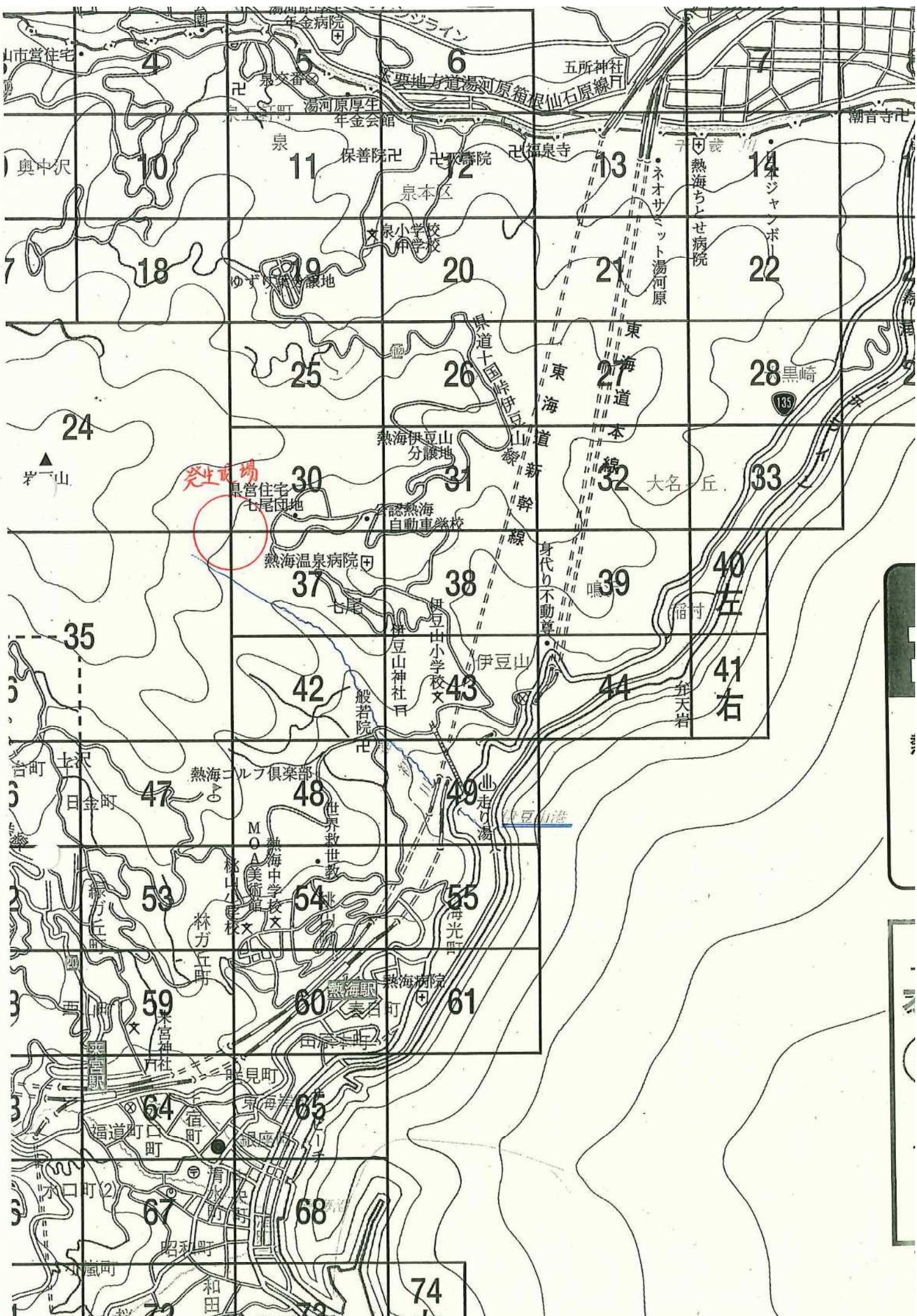
- ・ 熱海市の土採取条例の対象であり届出を受けている。
- ・ 現場の施行が悪いため泥水が流出している。業者に指導しているものの決め手がない状況。
- ・ この件については、「まちづくり課」が窓口として対応する。

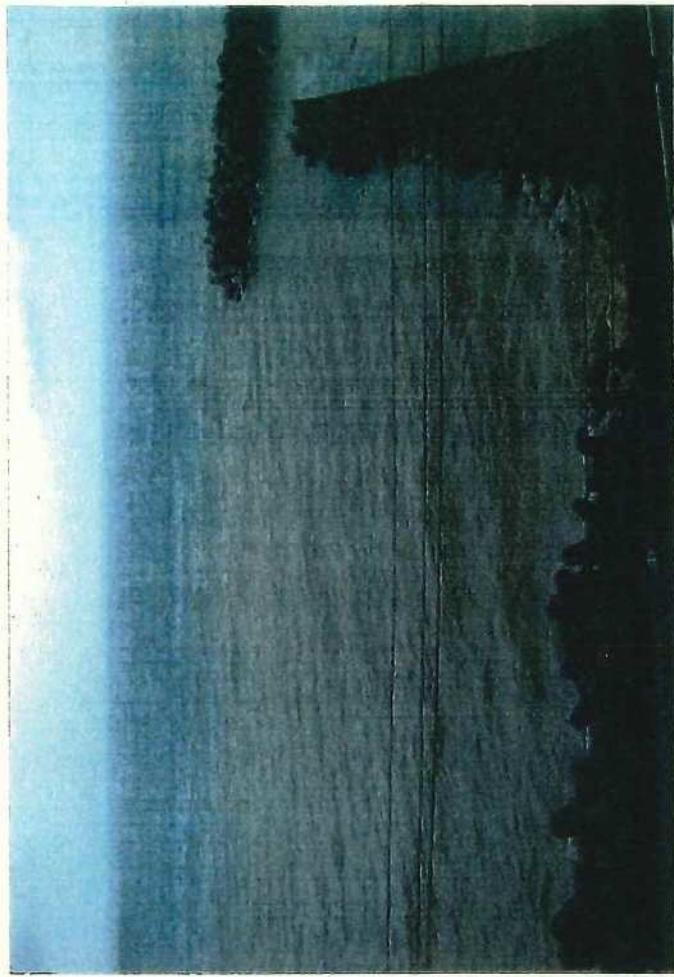
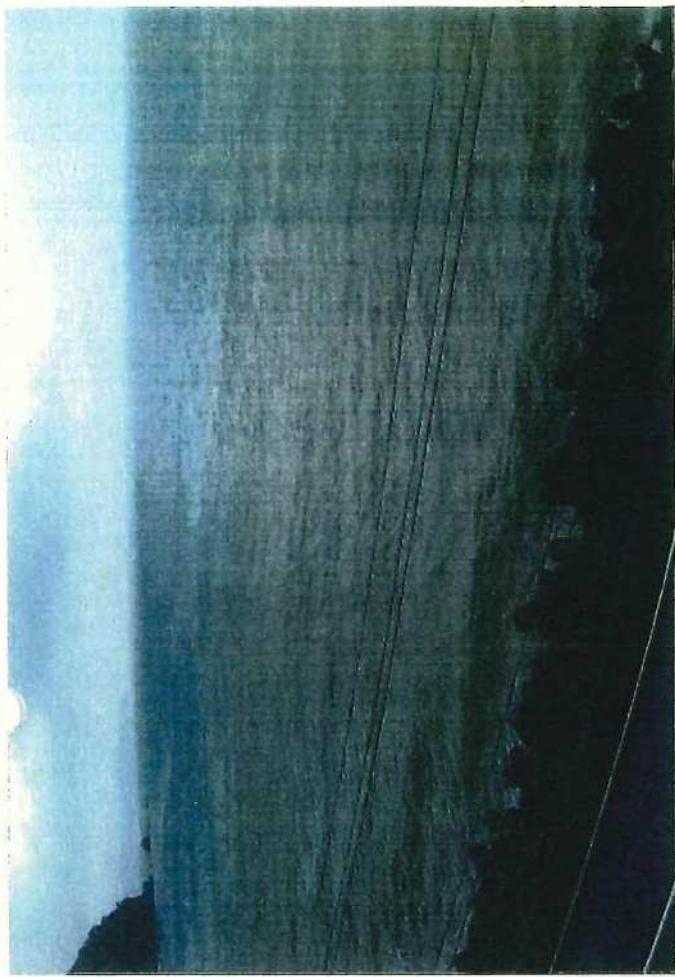
○都市計画課から聴取

- 評
- ・ この開発は [REDACTED] が所有していた35万坪の土地に関わるもので、既存の造成地は無許可、土採取、後追いの開発行為により行われた問題の多いものである。
 - ・ 土採取、宅造とともに平成18年4月に県から市へ権限移譲されたが、もともとは県が許認可している案件。
 - ・ 従来から検討してきたが、土採取、宅造とも取り締まりの決め手がない。土砂災害防止法による規制しか考えられないが、警戒区域に指定すること自体が難しい。

○熱海保健所から聴取

- ・ 水質汚濁防止法の適用は、工場等特の特定施設から排出される化学物質等の有害物質が対象であるため、今回の件への適用は困難と考える。
- ・ その他、環境関連法令での適用も思い当たらない。







IMG_7514
2007/04/25 11:43:06



IMG_7515
2007/04/25 11:43:18



IMG_7516
2007/04/25 11:43:39



IMG_7517
2007/04/25 11:43:54



IMG_7518
2007/04/25 11:53:50



IMG_7519
2007/04/25 11:53:59



IMG_7520
2007/04/25 11:58:47



IMG_7521
2007/04/25 11:58:56



IMG_7522
2007/04/25 12:07:57

えん堤 = 地盤持可
土は、苗栗沖河
下段土砂侵食

